

バス事業者に対する安全管理体制の強化を図るため、旅客自動車運送事業運輸規則を下記のとおり改正

従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた、安全管理規程の設定・届出及び安全統括管理者の選任・届出について、平成25年10月より、「**全ての貸切バス事業者**」及び「**貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者**」に対しても、**これらを義務付け**、運輸安全マネジメント（経営トップをはじめとする事業者全体での安全管理の取組み）を実施させることとする。

事業の種別	義務付け対象事業者
貸切バス事業	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （貸切委託運行の許可を受けているもの）	全ての事業者（対象拡大）
乗合バス事業 （上記を除くもの）	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者（従来通り）
特定旅客事業	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者（従来通り）

「貸切バス事業者」及び「貸切委託運行許可を受けた乗合バス事業者」

